

恵那市し尿処理手数料滞納整理事務要綱制定の概要について

1. し尿処理手数料口座振替等の経過

し尿収集時に発生するし尿処理手数料の支払いは、市内販売店及び各振興事務所で購入したし尿くみ取券をし尿収集時に収集事業者へ手渡しすることにより支払が完了することになります。

し尿収集世帯の高齢化、及び販売店の減少による券の購入についてアンケート調査を行った結果、口座振替を希望される方が多くあったため、令和3年10月のし尿収集分から、し尿くみ取券での支払いに加え、口座振替・納付書による支払を追加することとしました。

2. 恵那市し尿処理手数料滞納整理事務要綱制定の目的

し尿処理手数料の口座振替及び納付書による支払を指定する納期までにされなかった場合の手続き及び、し尿収集について定めるものです。

3. 制度の概要

- (1) 納期限までに納付がされない場合に督促状を発行し、督促手数料を徴収します。また、延滞金が加算される場合があります。
- (2) 督促状に記載の納期限までに納付されなかった場合、納入相談を行います。
- (3) 納入相談を行っても手数料等を納入されない場合、し尿収集の停止を行います。
- (4) 納付に対する誓約書を提出された場合は停止を猶予します。
- (5) し尿収集の停止を行う場合は書面により通知します。
- (6) 滞っている手数料・延滞金が全額納められたときは、収集停止の解除をします。

4. 募集期間

令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）まで

5. 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市し尿処理手数料滞納整理事務要綱」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号

(5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールで提出してください。

- ・直接持参 環境課（本庁舎 2 階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）環境課
- ・ファックス 0573-25-8204
- ・電子メール kankyou@city.ena.lg.jp

問い合わせ先

恵那市水道環境部環境課

施設係

電話番号 0573-26-2111（内線 209）